## 瀬戸市告示第30号

平成20年瀬戸市告示第36号(瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>		<省略>	
瀬戸蔵ミュージアム入館	株式会社ケイミッ	瀬戸蔵ミュージアム入館	JN P瀬戸蔵パー
料の徴収事務	<u>クスパブリックビ</u>	料の徴収事務	<u>トナーズ</u>
	<u>ジネス</u>		
瀬戸蔵ミュージアムでの	株式会社ケイミッ	瀬戸蔵ミュージアムでの	JNP瀬戸蔵パー
瀬戸市刊行物等売払代金	<u>クスパブリックビ</u>	瀬戸市刊行物等売払代金	トナーズ
の徴収事務	<u>ジネス</u>	の徴収事務	
瀬戸蔵駐車場使用料の徴	株式会社ケイミッ	瀬戸蔵駐車場使用料の徴	JNP瀬戸蔵パー
収事務	<u>クスパブリックビ</u>	収事務	トナーズ
	<u>ジネス</u>		
<省略>		<省略>	
-	1		